### 入札公告第20号

下記の町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、川越町会計規則(昭和51年規則第2号。以下「規則」という。)第73条の規定に基づき公告する。

令和7年9月5日

川越町長 城田 政幸

1 一般競争入札に付する売払物件

# 【物件名】

町有財産 (川越町国民健康保険川越診療所医師住宅)

#### 【場所】

三重県三重郡川越町大字 豊田 地内

### 【土地】

所在地	地目	地積 (登記簿)	地積 (実測)
三重県三重郡川越町大字豊田字古屋敷1019番11	宅地	166.78 m²	166.78 m²

#### 【建物】

家屋番号	種類	構造	床面積	建築年月日
1019番11	居宅	木造スレートぶき 3 階建	1 階:70.37 ㎡ 2 階:72.02 ㎡ 3 階:34.76 ㎡	平成 10 年 3 月 4 日

- 2 入札参加資格に関する事項
  - 一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人であって、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。
  - (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第 5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成 員に該当する者でないこと。
  - (4) 川越町から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中にある者でないこと。
  - (5) 入札に参加する個人の住所地又は法人の所在地において市町村税、地方消費税等を

滞納している者でないこと。

3 現場説明会及び内覧(現地見学)

現場説明会は原則行いませんが、以下の日程で内覧することが出来ますので、参加希望の 方は、川越町健康推進課へ電話にて申込みをお願いします。

内覧日時は、申込みの際に日程調整いたします。

内覧及び受付期間:令和7年10月2日(木)から10月16日(木)まで(閉庁日は除く。)

- ※ 内覧期間終了間際での申込みの場合、ご対応できない可能性がありますので、ご了承く ださい。
- 4 入札参加申込受付の日時及び場所

受付期間 本公告日から令和7年10月16日(木)まで(閉庁日は除く。)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所 川越町役場3階 総務課

5 入札参加資格の確認結果連絡

入札参加資格があると認められた者については、連絡しない。入札参加資格がないと認められた者のみ令和7年10月20日(月)に電話により連絡する。

6 普通財産売払実施説明書の配布

配布場所 川越町役場3階 総務課

また、川越町ホームページでも普通財産売払実施説明書を掲載する。

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年10月27日(月)午前9時00分

場所 川越町役場3階 第302会議室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、次の金額を入札開始までに納めなければならない。

入札金額(見積金額)の100分の5以上

- 9 入札書等に記載する事項
  - (1) 入札書は町指定様式を用いること。
  - (2) 入札書には入札者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)を記入のうえ押印(実印)するものとし、入札価格の記入はアラビア数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入すること。

- (3) 入札書は、封筒(任意)に入れ、必ず封印し、入札(開札)日、物件名、入札者の 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)を記入すること。
- 10 入札に関する注意事項
  - (1) 入札回数は1回とする。
  - (2) 入札を辞退するときは、入札開始時刻までに入札辞退届を提出すること。
- 11 入札の無効

規則第82条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

- (1) 封筒の記載事項等に不備があるとき。
- (2) 封筒の継ぎ目が、入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届出にて届出された印鑑 (以下、「届出印」という。)を用いて封印されていないとき。
- (3) 封筒に記載された件名等と封入された入札書の件名等が異なるとき。
- (4) 町指定様式以外の入札書を使用したとき。
- (5) 入札書の入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。
- (6) 入札書の金額、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (7) 入札書の記載事項の全部又は一部が、消せるインクや鉛筆等の、訂正が容易にできる る筆記具で記入されているとき。
- (8) 入札書に実印(届出印)による押印がないとき。
- (9) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 12 入札の失格
  - (1) 入札者が、事前公表の予定価格(最低売却価格)を下回る金額で入札したとき。
  - (2) 入札者が、指定した期日又は期限までに入札書を提出しないとき。
- 13 落札者の決定

入札価格が予定価格(最低売却価格)以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。 ただし、落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるく じによって落札者を決定する。

14 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

15 入札の中止等

- (1) 不正な行為により入札の公正な競争が妨げられると判断されるとき又は天災その他 やむを得ない事由により入札を執行できないと認められるときは、入札を延期し、又 は中止する。
- (2) 入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 16 予定価格(最低売却価格)

12,882,000円

## 【内訳】

土地相当: 9, 670, 000円

建物相当:3,212,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

17 その他

入札の際は、入札者が代理人であるときは委任状を持参すること。

売買代金の土地及び建物の内訳は、16 の予定価格(最低売却価格)の内訳金額の割合により按分するものとし、建物の金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

18 問い合わせ先

○物件に関すること

川越町役場 健康推進課

〒510-8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色 314 番地

電話番号 059-365-1399 FAX 番号 059-365-2940

Eメール k-kenkou@town.kawagoe.mie.jp

○入札に関すること

川越町役場 総務課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

電話番号 059-366-7113 FAX 番号 059-364-2568

E メール k-soumu@town.kawagoe.mie.jp